

令和6年度 赤い羽根福祉基金  
「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」実施要項

社会福祉法人岡山県共同募金会

1. 趣旨

こども食堂は、ここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「貧困状態にある子ども」の支援に加え、様々な理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

本助成では、こども食堂の啓発活動やネットワークづくり、こども食堂の経常的費用では難しいイベント開催や大型備品購入など臨時的な支援が必要とされる活動を対象に支援を行います。

2. 実施団体

社会福祉法人岡山県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

※上記期間内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4. 助成対象団体

- ・こども食堂支援を行う社会福祉協議会（地区社会福祉協議会等も含む）、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア・NPO等（法人格の有無は不問）
- ・定款・会則等を定めて活動している団体で1年以上の活動実績があること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※1および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成対象活動

こども食堂の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の購入など、臨時的に必要な経費を対象とします。

- ・こども食堂におけるイベント開催
- ・こども食堂における大型備品導入
- ・こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・こども食堂における学習支援

- ・子どもたちのほか、誰でも参加できる地域食堂での活動

#### 助成対象経費

- ・消耗品・備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費 等

#### 助成対象外となる経費

- ・人件費
- ・通常時の活動に必要な経費（食材の購入費や賃料等）のみの申請  
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨に合わないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間（令和6年4月1日～令和7年1月31日）外の活動に関する経費

#### 6. 助成上限額・助成総額

- ・1団体の助成上限額は10万円とし、助成総額は45万円です。  
（ただし、本会が特に認める場合、助成上限額はこの限りではない。）

#### 7. 申請方法

助成申請書はメールまたは郵送にて本会宛送付してください。ただし、添付書類については郵送としてください。

#### 8. 申請書提出期限

令和6年10月7日（月）必着

#### 9. 助成の決定

審査結果は、10月下旬に申請団体あて通知します。

#### 10. 助成決定後のお願い

- ・助成金は精算払いとします。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動報告書兼助成金交付請求書（所定の様式）及び領収書（写し）の提出を受けた後、本会で確認のうえ、団体名義の口座に送金します。

- ・今回の助成金を活用した取り組みを、団体ホームページやSNSなどで積極的に発信してください。

－申請書提出先・問い合わせ先－

岡山県共同募金会 担当：植野

〒700-0807

岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 3階

TEL：086-223-0065 FAX：086-223-0083

MAIL：akaihane@kirameki-plz.com